旭 保 総 第 １ ２ ７ 号
令和 ４年１２月 １２日

各　　位

旭川市長　今　津　寛　介
（保健所保健総務課担当）

令和４年医師・歯科医師及び薬剤師の届出の御協力及び統計調査について（依頼）

師走の候，ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から保健統計調査につきまして格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて，標記届出については，医師法第６条第３項，歯科医師法第６条第３項及び薬剤師法第９条の規定により，医師，歯科医師及び薬剤師は，昭和５７年以降，２年ごとの１２月３１日現在における氏名，住所，その他の事項について届出を行うことが義務付けられており，厚生労働省から令和４年度の届出・統計の実施通知がありましたので，期日までに届出票の御提出を願いいたします。

なお，厚生労働省より「医療従事者届出システム」を使用したオンラインでの直接手続きの案内がされていますが，医療機関等に従事していない方については令和６年度からの運用予定となっているため，本年度は従来どおりの方法で御提出ください。

また，本届出により得られる行政記録情報については，厚生労働省が実施する「医師・歯科医師・薬剤師統計」に使用しますので，漏れの無いよう御提出をお願いします。

１　**届出の時点**　　令和４年１２月３１日現在

２　**提 出 期 限**　　<u>令和５年１月１６日（月）</u>

３　**提出先**　　〒０７０－８５２５　　旭川市７条通１０丁目　旭川市第二庁舎５階
旭川市保健所保健総務課
※提出は郵送又は持参どちらでも差し支えございません。

４　**そ　の　他**

⑴　複数の免許をお持ちの方は，各免許ごとに届出票の提出が必要となります。

⑵　<u>複数の施設に従事している方は，**主たる従事先のみから**の提出となります。</u>

⑶　届出票が不足した場合は，複写又は厚生労働省のホームページからダウンロードし，印刷した届出票（医師・歯科医師の届出票は，Ａ４サイズ・両面印刷）で提出をお願いいたします。

【厚生労働省「医療従事者届出システム」URL】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

【担当】
旭川市保健所保健総務課　矢萩
ＴＥＬ：0166−26−1111（内線 2942）
ＦＡＸ：0166−26−2912
Ｍａｉｌ：hokensoumu@city.asahikawa.lg.jp